

岩手県告示第703号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成24年10月18日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 岩手県大船渡市末崎町字赤土倉159番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +1.51メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 赤土倉地区に設置されている公共基準点（北緯39度00分00秒7676、東経141度44分14秒6076）から1度43分13秒134.07メートルの地点

②の地点 ①の地点から159度35分52秒77.70メートルの地点

③の地点 ②の地点から140度55分27秒37.63メートルの地点

④の地点 ③の地点から227度55分20秒1.47メートルの地点

(3) 面積 498.03平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 岩手県大船渡市末崎町字赤土倉159番の地内並びに159番、160番及び字大浜478番3の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑱'の地点を結んだ線に囲まれた区域

①'の地点 赤土倉地区に設置されている公共基準点（北緯39度00分00秒7676、東経141度44分14秒6076）から86度25分35秒48.07メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から304度02分39秒12.76メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から310度44分07秒11.27メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から315度35分05秒10.00メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から321度01分50秒10.39メートルの地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から326度57分56秒10.83メートルの地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から331度30分27秒20.23メートルの地点

⑧'の地点 ⑦'の地点から336度08分52秒8.81メートルの地点

⑨'の地点 ⑧'の地点から339度42分42秒10.14メートルの地点

⑩'の地点 ⑨'の地点から342度11分00秒26.34メートルの地点

⑪'の地点 ⑩'の地点から349度18分23秒7.64メートルの地点

⑫'の地点 ⑪'の地点から358度25分09秒7.09メートルの地点

⑬'の地点 ⑫'の地点から7度52分06秒20.93メートルの地点

⑭'の地点 ⑬'の地点から15度29分05秒21.84メートルの地点

⑮'の地点 ⑭'の地点から91度50分45秒23.87メートルの地点

⑯'の地点 ⑮'の地点から93度37分02秒47.08メートルの地点

⑰'の地点 ⑯'の地点から152度23分25秒102.51メートルの地点

⑱'の地点 ⑰'の地点から207度19分55秒50.10メートルの地点

⑱'の地点 ⑱'の地点から277度51分40秒36.68メートルの地点

(3) 面積 13,141.71平方メートル

5 埋立地の用途 ふ頭用地